

# ひまわり通信



後援会ニュース

2021年12月26日

日本共産党ふじき百合子後援会  
庄原市東本町2-6-6  
☎ 0824-72-3366  
Fax 0824-74-6336

## 16人が一般質問

一般質問は13～15日に16人の議員が行いました。気候、観光、特産品、農業、働き方改革、ごみ、芸術線、教育、なみかカード、鳥獣対策、生活交通、インボイス制度、事業協同組合、デジタル、地産地消、多様性、など多くの内容で行われました。

### 永末保育所の過密解消を

私は最初に永末小学校区が美湯ハイツの関係で乳幼児（現時点で約90人）が増えています。保育所が僻地保育所の位置づけのままとなっていて、0～3歳児の受け入れがないため、共働き世帯が多い今日、他地域に預けている人が多い。一般保育所への移行や保護者、地域の意見・要望を聞く懇談会など対応を考えているか問いましたが、勤務先などの利便性から、永末に来られないという回答でした。永末小学校



も令和5年には児童数が90人になる予定で、施設の不備を指摘しましたが、教室は確保されており必要な改修は行っていると言われました。今後も保護者や地域への細やかな説明を求めました。

### 国保税均等割の10割減免を

18歳まで

続いて「子育て支援に逆行している」と軽減、撤廃をもとめる声が大い子どもの「国民健康保険税均等割」を22年4月から、未就学児を対象に5割軽減する国の制度が始まるのでこの制度を活用し、市独自で18歳までの10割軽減を求めました。市の対象人数は434人で919万円の財政負担で可能ですが広域化の動きがあるなかで、市独自の対応はしないというものでした。



最後に、18歳までの医療費助成については、三次市、安芸高田市、など近隣市町では

既に行われていますが、庄原市においては15歳までとなっているため、22年度より実施を求めました。15～18歳の受診人数823人（22年4月1日～）自己負担額700万円ですが、やはり行うとは言われませんでした。

このような状況で「子育てするには庄原市で」と大きな声で言うのでしょうか？  
**指定管理者決まる**

桜花の郷ラ・フォーレ庄原

中国新聞に掲載されていたので読まれた方も多いと思います。

市が日本郵政から1億800万円取得した温泉宿泊施設「かんぼの郷庄原」の指定管理者に現運営会社のサンヒルズ庄原を賛成14人反対5人で可決しました。賛成、反対で各3人が討論に立ちました。谷口議員は広く公募をと付帯決議もあつた中でサンヒルズと決定されたが説明もなかつたなど反対の立場を述べました。22年4月1日リニューア

ルオープンまでの設備改修や管理費7900万円を盛り込んだ21年度一般会計補正予算案も賛成16人反対3人で可決されました。

●国会で迷走していた18歳以下子ども手当、庄原市も一括10万円12月24日に支給決定

★核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（裏面掲載）は公明党横路議員反対討論、谷口議員賛成討論。賛成多数で可決

次の二つの意見書は全員一致で可決しました。

★保険適用範囲の拡大、患者窓口負担の軽減と診療報酬の改善によって、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書

★米価下落に対する緊急対策を求める意見書



どんなことでも  
お気軽に相談ください  
ふじき百合子  
080-1906-4673

## 核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年7月7日、被爆者の悲願であった核兵器禁止条約が、国連加盟国のほぼ3分の2となる 122 の国・地域の賛成を得て採択され、昨年 10 月 24 日に批准した国が 50 カ国に達したことを受け、本年1月22 日に発効を迎えた。

本市議会は、平成 30 年3月に本条約への署名と批准を求める意見書を日本政府へ提出しており、本年3月には庄原市平和推進条例を制定した。条例では「尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓を継承していくことが責務であることを確認し、世界最初の被爆県の都市の市民として8月6日を決して忘れることなく、誰ひとりとして平和な日常を脅かされることのない社会の実現に努めることを決意し、平和推進条例を制定する。」としている。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながるものである。

現在、日本政府は、世界の核兵器保有国と本条約賛成国との橋渡しの役割を果たすとして、本条約について、署名も批准もしていない。しかし、今こそ、日本政府は本条約の実効性を高めるための役割を自ら担うべきである。

よって、下記について改めて強く求める。

### 記

1. 日本政府は早期に核兵器禁止条約への署名・批准をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和3年 12 月 20 日

広島県庄原市議会

(提出先)内閣総理大臣/外務大臣/衆議院議長/参議院議長

読者や後援会員、支持者のみなさんの力で4月に議席を得てから9ヶ月になります。

10月には総選挙、11月には県知事選もあり、みなさんには市議会選挙に続いてたいへんお世話になりました。初めての議員活動で戸惑うことばかりですが、日本共産党に寄せられた願いを実現するため、私なりに精一杯頑張っていますが、まだまだ不十分なことばかりで、自分自身歯がゆく感じています。市議会で論戦しても国の法律の壁に阻まれ、悔しい思いをしています。総選挙で自公勢力が過半数を上回り、補完勢力の維新が3倍化したことで憲法改悪の危険性が増しています。「戦争をしない国」を続けていくためにも、二度と被爆者を出さないためにも、来年の参院選で日本共産党が躍進することが求められています。今年にも増してみなさんの温かいご支援とご協力をお願いいたします。

一年間、本当にありがとうございました。

日本共産党庄原市議会議員 ふじき百合子